

京都市告示第 6 3 1 号

土壤汚染対策法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和 6 年 2 月 2 8 日

京都市長 松 井 孝 治

1 土地の所在地

京都市右京区太秦唐渡町 3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、1 0 番、
2 6 番、2 8 番、3 3 番、3 4 番、3 6 番、3 7 番、
3 8 番、4 3 番

京都市右京区梅津段町 4 1 番、9 5 番、9 6 番

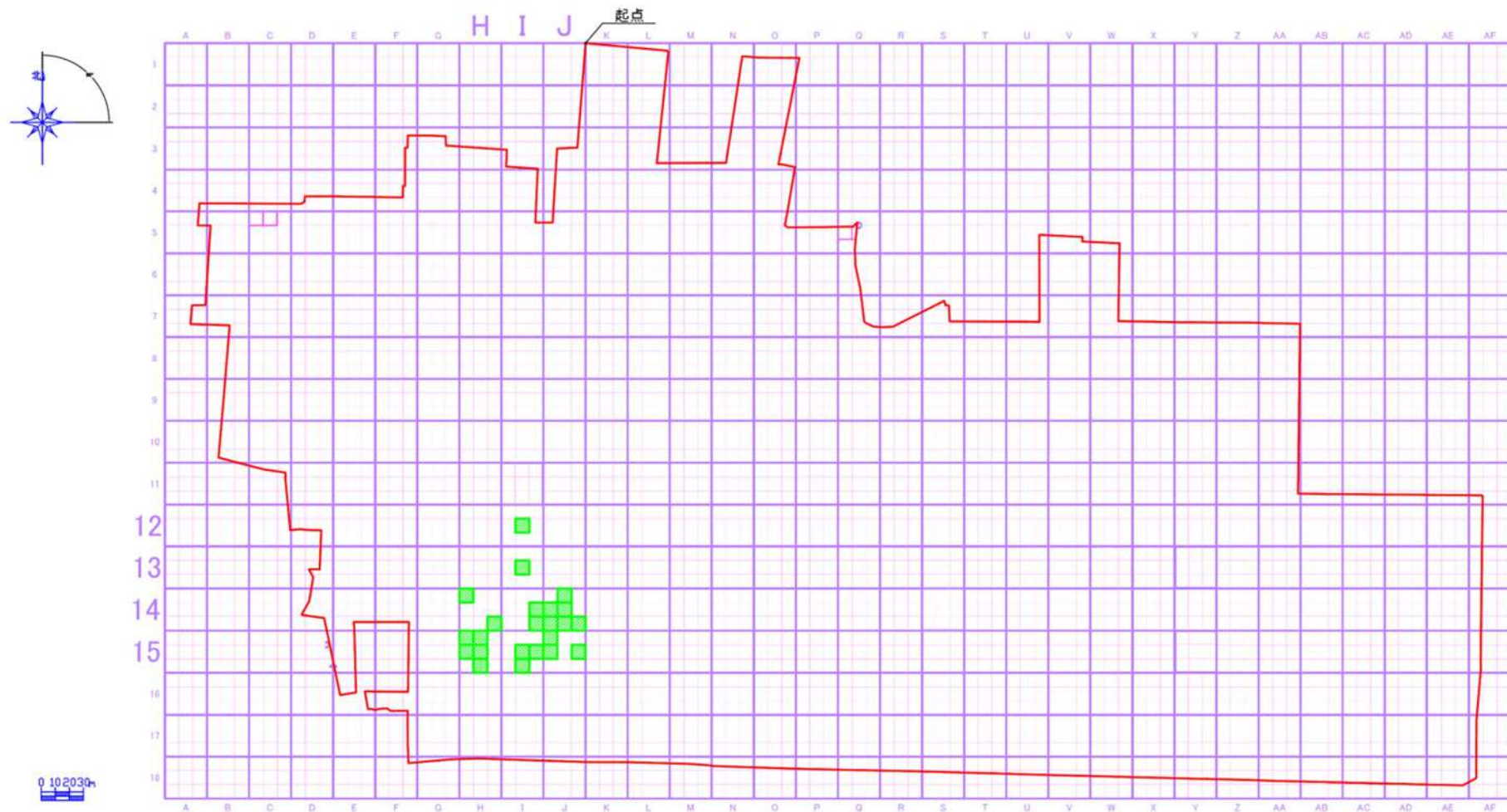
京都市右京区梅津北広町 2 番 1、2 番 2、3 番、3 2 番、3 9 番、4 0 番、4 1 番、
4 2 番

以上の地番の一部

- 2 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)

形質変更時要届出区域 (鉛及びその化合物 土壤溶出量基準不適合)



凡 例

【範囲、境界など】

工場敷地範囲

【区画名など】

統合記号

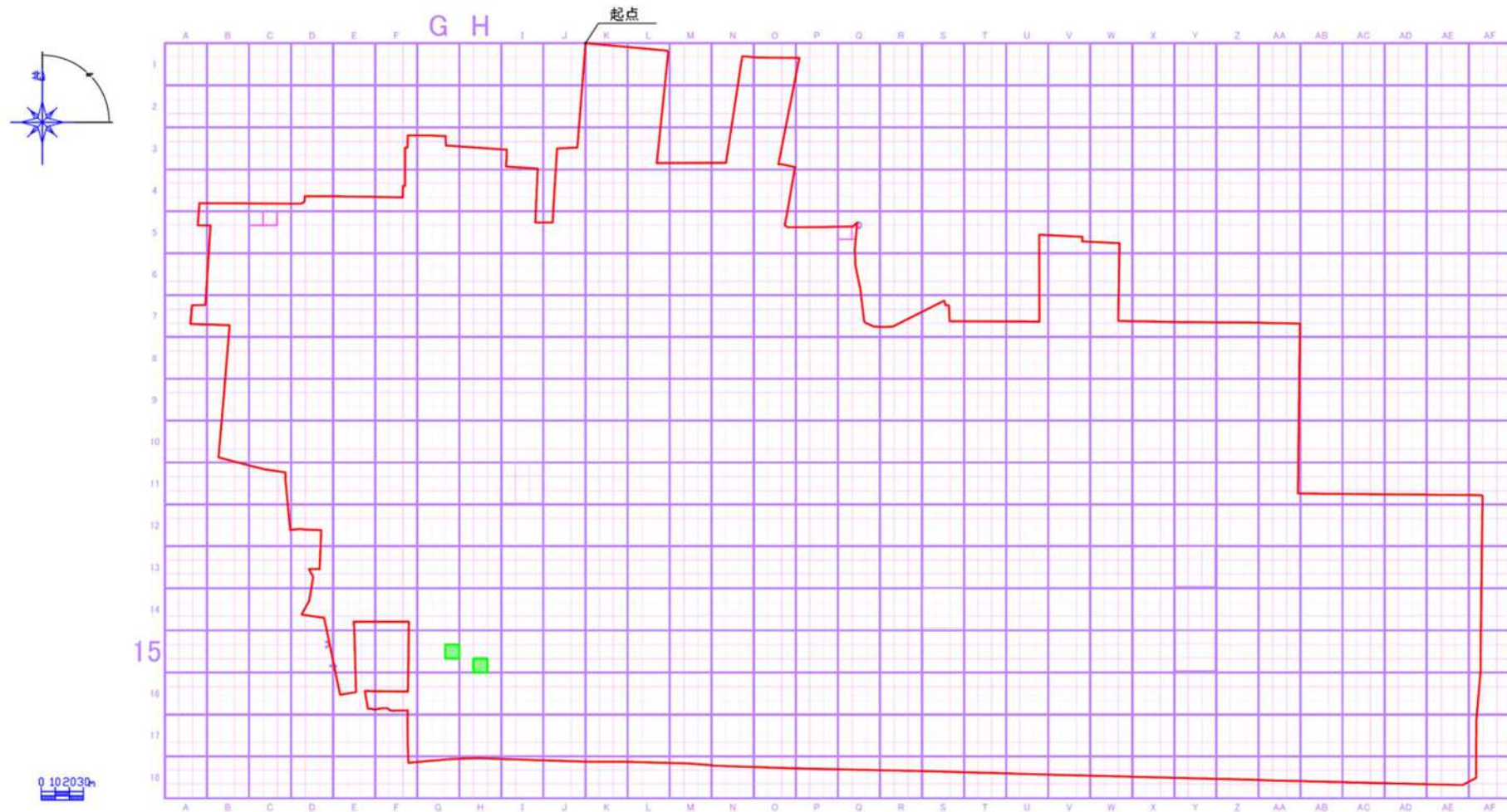
※単位区画の名称は
右の通りとする

例 ○ : A1~5



形質変更時要届出区域

形質変更時要届出区域 (鉛及びその化合物 土壤含有量基準不適合)



凡 例

【範囲、境界など】

工場敷地範囲

【区画名など】

統合記号

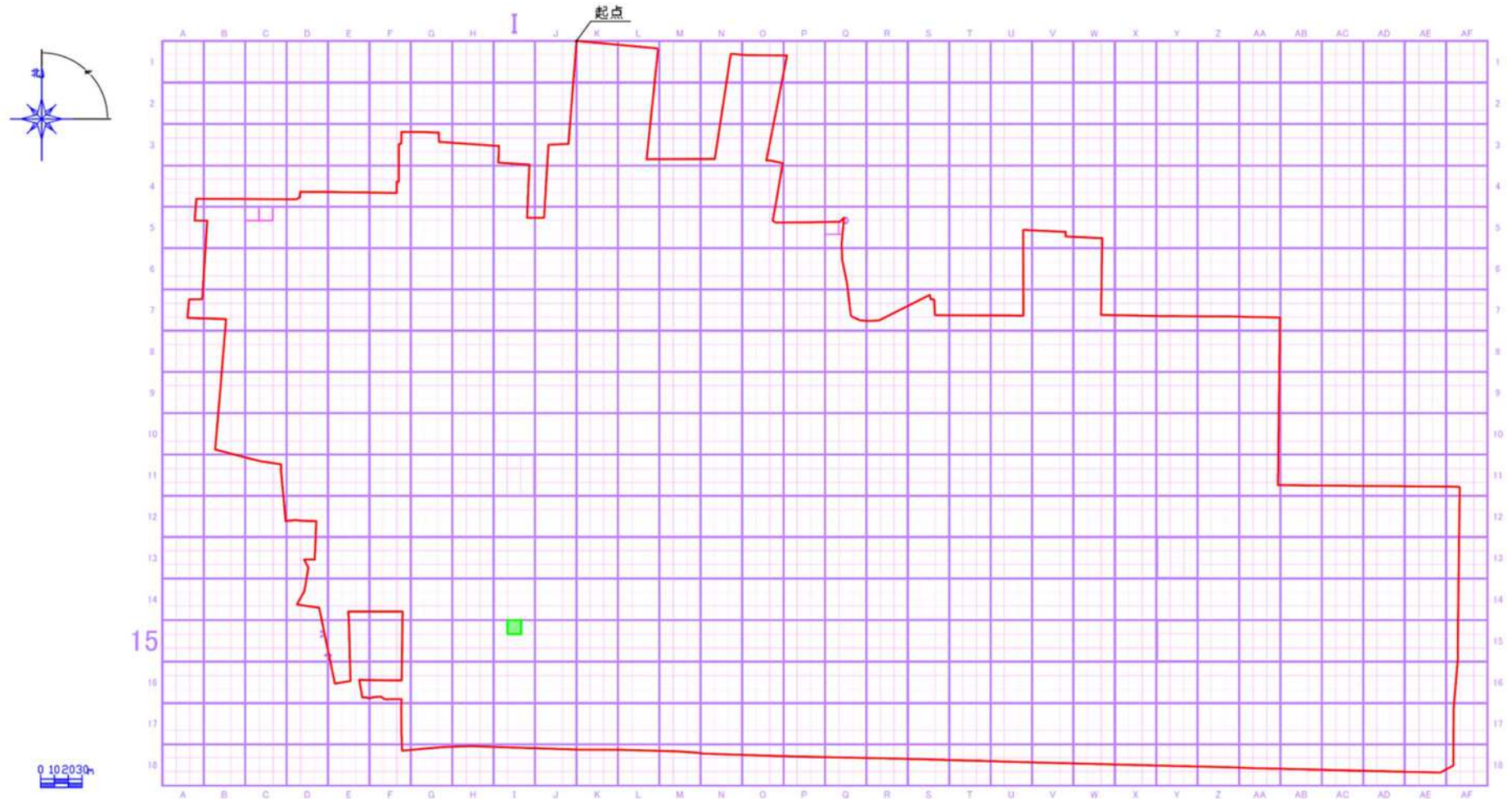
※単位区画の名称は
右記の通りとする

例 ○ : A1-5

30m		
10m		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

形質変更時要届出区域

形質変更時要届出区域 (ふっ素及びその化合物 土壌溶出量基準不適合)



凡 例

【範囲、境界など】

工場敷地範囲

【区画名など】

区画記号

※単位区画の名称は
右の通りとする

例 ○ : A1-5

30m 10m		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

形質変更時要届出区域